

○外出に係る交通費等特別助成のご案内○

高崎市では令和2年4月1日から市独自の制度で、難病をもつ子ども達がテーマパークなどへ外出する際に掛かった費用（交通費等）を助成します。

助成を受けるためには申請が必要です。以下のとおり申請してください。

■ 助成の対象

＜助成の対象者＞

○対象者は、小児慢性特定疾病支給認定を受けている子どものうち、重症患者又は人工呼吸器装着者の認定を受けている子どもとその家族が対象です。

※家族の範囲は、患者（受給者）さんから2親等以内の親族に限ります。

＜助成の対象となるもの＞

○テーマパークなど施設等の入場料金やチケット代などの実費分

○自家用車の燃料費相当分、高速道路通行料金、テーマパーク等の駐車場料金

※自家用車の燃料費相当分：@25円/km×走行距離（往復）

○公共交通機関（電車・バス・航空機等の運賃、指定席料金を含む。）、タクシー等の利用にかかった実費分

○介護タクシー等の利用にかかった実費分

○医療スタッフ等が同行する際にかかった実費分

・1年度につき100,000円（助成上限額）まで助成します。

・患者（受給者）さんが同行しない家族での外出については対象になりません。

＜助成の対象外となるもの＞

×宿泊費用

×飲食費用

×テーマパーク等施設のグッズ類購入代金やお土産購入代金など

×その他娯楽費用など

■ 助成を受けるための手続き

必要書類を添付して、高崎市保健所 保健予防課に申請してください。

【助成申請の必要書類】

・特別助成申請書（外出助成）

・領収書（原本）、チケットなど（原本）（外出日の記載があるもの）

※チケット代、タクシー代、駐車場代、介護タクシーや医療スタッフ同行費用等を申請する場合は、領収書やチケット等を必ず添付してください。

※領収書やチケット等が書面で発行されない場合は、外出日や領収額等の支払いの事実がわかるメールや支払い通知の画面等を保存しておいてください。

※鉄道などの公共交通機関や高速道路料金等、利用区間により確認が可能なものは領収書の添付は不要です。

・障害者手帳をお持ちの方は「障害者手帳」の写し

・振込先通帳のコピー（2回目以降の申請又は難病患者見舞金を受給している方は不要です。）

・小児慢性特定疾病医療受給者証

■ 注意事項

- 申請書受理後に申請内容の審査等を行うため、助成金の振込みには3ヶ月程度かかる場合があります。また、振込み時には通知等が出ないため、通帳の記帳によりご確認ください。
- 障害者手帳による障害者福祉制度等、他制度による交通費の支給を受けることができるものについては、その差額分のみの助成となります。
- この特別助成の申請は、外出した日から2年以内に申請してください。
※1年分をまとめて申請することもできます。
※添付書類が揃っていれば、郵送での申請もできます。
- 申請書が複数必要な場合は、適宜コピーしてご利用ください。
- 医療意見書特別助成、自己負担特別助成、独自基準特別助成については、それぞれの助成の種別ごとに申請手続きを行ってください。
- 難病患者見舞金及び小児慢性特定疾病における他の特別助成において振込口座の登録を行っていない場合は、申請時に通帳等が必要となります。

ご不明な点や詳細は、こちらにお問い合わせください。

高崎市保健所 保健予防課 難病対策担当
〒370-0829 高崎市高松町5-28
電話：027-381-6112（直通）